

民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱中間 試案

第1 民事訴訟法関係

1 民事訴訟手続等の申立て等のオンライン化（新設）

(1) インターネットを利用した申立て等の許容

民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）の将来的なオンライン化に備えるため、法令の規定により書面によりすることとされている申立て等のうち、最高裁判所規則（以下「規則」という。）で定めるものであって、最高裁判所が定める特定の裁判所に対してするものについては、規則の定めるところにより、インターネットを利用した申立て等を認めるものとする（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項参照）。

（注1）規則の定めるところによる事項としては、申立て等の方式に関する事項（民事訴訟法第397条第2項参照）等が考えられる。

（注2）非訟事件手続法においても本文と同様の定めを設けることで、民事訴訟法又は非訟事件手続法を適用し、準用し、又はそれらの例によることとされる他の法律に定める民事訴訟手続等に関する将来的なオンライン化に備えるための通則的な規定とするものとする。

（注3）最高裁判所が定める特定の裁判所に対してする申立て等には、当該裁判所に所属する裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含むものとする。

(2) インターネットを利用した申立て等の到達時期

(1)の方法によりされた申立て等については、当該申立て等に係る電子データが裁判所が使用するコンピュータ中のファイルに記録がされた時に当該裁判所に対して到達したものとみなすものとする（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第3項参照）。

(3) インターネットを利用した申立て等における署名押印等に代わる措置

(1)の方法による申立て等をする場合において、法令の規定により、署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載すること（以下「署名押印等」という。）とされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該申立て等をする者は、氏名又は名称を明らかにする措置をもって当該署名押印等に代えなければならないものとする（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第4項参照）。

（注）氏名又は名称を明らかにする措置に関する具体的な定めは、規則

に委任するものとする。

2 督促手続のオンライン化（民事訴訟法第397条関係）

1 (1)の方法によりされた支払督促の申立てに係る督促事件については、1によるものとするほか、以下のとおりとするものとする。

(1) インターネットを利用して取り扱う督促手続の地理的範囲の拡大

インターネットを利用した督促手続を取り扱う簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、次に掲げる督促事件の申立てをすることができるものとする。

ア 当該簡易裁判所の管轄区域内に普通裁判籍等を有する債務者に係る督促事件（民事訴訟法第383条参照）

イ ア以外の簡易裁判所であって規則で定めるもの（民事訴訟規則第238条第1項参照）の管轄区域内に普通裁判籍等を有する債務者に係る督促事件

(2) 支払督促の作成及び記録の電子化

支払督促その他裁判所書記官がする処分であって規則で定めるものは、電子データにより作成するものとし、これを原本として取り扱うものとする。

（注）裁判所書記官がする処分を電子データにより作成する場合の具体的な方法の定めは、規則に委任するものとする。

(3) 督促事件記録の閲覧・謄写等に代わる措置

督促事件記録が電子データで調製された場合における当該事件記録に係る閲覧及び謄写については、規則で定めるところにより、これに代わる相当と認める措置を講ずるものとする。

（注）相当と認める措置の内容として、例えば、閲覧の請求については、請求の対象となる電子データの内容をプリントアウトした書面を閲覧する方法、謄写の請求については、民事訴訟法第91条第4項の複製に代えて、請求の対象となる電子データの内容をプリントアウトした書面を交付する方法によることが考えられる。

(4) インターネットを利用してする債権者に対する処分の告知

裁判所書記官の債権者に対する処分であって規則で定めるもの（支払督促の申立てに対する補正を命ずる処分等）の告知は、インターネットを利用してすることができるものとする。

（注1）本文の方法による債権者に対する処分の告知の方法及びその効力の発生時期についてどのような手当てをするかについては、なお検討する。

（注2）債務者に対する処分（支払督促の更正の処分等）の告知は、従

来どおりとするものとする。

3 文書提出命令（民事訴訟法第220条第4号ホ関係）

刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書（以下「刑事事件関係書類等」という。）を対象とする文書提出命令の制度の見直しの要否については、次のような点を踏まえ、なお検討する。

- (1) 民事訴訟法の一部を改正する法律（平成13年法律第96号）施行後における刑事事件関係書類等の民事訴訟における利用状況等について、刑事事件関係書類等の大部分は請求があれば開示され民事訴訟において利用されているものの、なお、民事訴訟において必要な刑事事件関係書類等が開示されない場合があるとの意見があるが、どのように考えるか。
- (2) 刑事事件関係書類等の中には、開示されると、関係者の名誉・プライバシー等に重大な侵害を及ぼしたり、捜査、公判及び少年審判の適正の確保が困難となるおそれがあるものがあることや、刑事事件関係書類等が刑事手続等以外の別途の目的で用いるために公にされ得ることとなると、国民からの捜査、公判等に対する協力が困難になるおそれがあることについては、どのように考えるか。
- (3) 刑事訴訟法等における各開示制度と文書提出命令制度との関係については、どのように考えるか。

例えば、次のような考え方があがあるが、どうか。

ア 刑事事件関係書類等の開示については、刑事訴訟法等における各開示制度（注1）に委ねている現行規定を維持するものとする考え方

（注1）刑事事件関係書類等については、捜査中、公判中及び裁判確定後の各段階ごとに応じて、民事訴訟等における利用の必要性をも踏まえて、その開示の要件及び手続が定められている（刑事訴訟法第47条、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条、刑事確定訴訟記録法第4条、少年法第5条の2、少年審判規則第7条第1項等）。

（注2）この考え方については、刑事事件関係書類等のみを他の公文書と異なる扱いをする合理性が乏しいとの意見があるが、どのように考えるか。

イ 民事訴訟の受訴裁判所が、一定の要件の下に、刑事事件関係書類等の提出を命ずることができるものとする考え方

（注1）この考え方においては、民事訴訟の受訴裁判所が、

- a 刑事事件関係書類等の保管者（捜査機関等）とは別個独立に、開示の相当性を判断して刑事事件関係書類等の提出を命ずるこ

とができるものとする考え方、

- b 刑事事件関係書類等の保管者（捜査機関等）の開示の相当性に関する第一次的判断を尊重するが、当該判断が保管者の裁量権を逸脱していると認められる場合に限り、刑事事件関係書類等の提出を命ずることができる（民事訴訟法第220条第4号ロ、第223条第4項第2号参照）ものとする考え方がある。

（注2）この考え方については、以下の点について、どのように考えるか。

- a 刑事事件関係書類等の保管者が当該書類等を民事訴訟において利用する必要性及び閲覧・謄写をさせた場合における弊害のおそれを総合考慮して開示の可否を判断することとしている刑事訴訟法等における法体系との整合性がとれるかどうか、
- b 刑事事件関係書類等の保管者と比較して限定的な資料に基づいて判断することを前提に、民事訴訟の受訴裁判所の判断の合理性を確保することができるかどうか、
- c 刑事手続等の裁判所が開示不相当と判断した刑事事件関係書類等（例えば、刑事確定訴訟記録の開示を不相当とした保管検察官の処分に対する準抗告が棄却されて確定したもの等）について、民事訴訟の受訴裁判所がその提出を命ずることが適当であるといえるかどうか。

（後注）専ら文書の所持者の利用に供するための文書（いわゆる自己利用文書。民事訴訟法第220条第4号ニ）について何らかの見直しをするかどうかについては、なお検討する。

4 その他

(1) 管轄の合意（民事訴訟法第11条関係）

管轄の合意は、書面のほかに、その合意の内容を記録した電子データによってもすることができるものとする（仲裁法第13条第2項及び第4項参照）。

(2) 債権者に対する仮執行宣言付支払督促の告知方法（民事訴訟法第391条第2項関係）

債権者に対する仮執行宣言付支払督促の告知については、当該債権者の同意を要件として、その正本を送付する方法によることができるものとする。

第2 民事執行法関係

1 少額債権のための債権執行制度（新設）

(1) 少額債権のための債権執行制度の創設

簡易裁判所において、少額債権について債権執行をすることができるものとする制度（以下「少額債権のための債権執行制度」という。）を創設するものとする。

（注）この制度を利用できる場合であっても、なお地方裁判所における通常の債権執行手続も利用できるものとする。

(2) 少額債権のための債権執行制度を利用できる債務名義

少額債権のための債権執行制度を利用できる債務名義は、少額訴訟における確定判決等の少額訴訟に係る債務名義とするものとする。

（注）少額訴訟は、少額の紛争について、一般市民が紛争額に見合った経済的負担で、迅速かつ効果的な解決を求めることができるようにするために創設されたものであり、そのために手続をできる限り簡易迅速なものとしている。そのような少額訴訟の趣旨からすれば、少額訴訟の利便性をより向上させ、迅速かつ効果的な権利実現を図るため、簡易裁判所において簡易迅速な手続による強制執行制度を設ける必要性、合理性があると考えられるが、少額訴訟に係る債務名義以外に、簡易裁判所において簡易迅速な手続による強制執行制度を設ける必要性、合理性がある債務名義の有無については、なお検討する。

(3) 少額債権のための債権執行制度における執行裁判所

少額債権のための債権執行制度における執行裁判所は、少額訴訟の受訴裁判所とするものとする。

（注）受訴裁判所が債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所ではない場合に、債務者の利益を保護するため、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に移送することができるものとするについては、なお検討する。

(4) 少額債権のための債権執行制度における執行裁判所の権限

ア 少額債権のための債権執行制度における執行裁判所の権限は、以下のとおりとするものとする。

（ア）金銭債権に対する差押命令を発すること

（イ）弁済金の交付をすること

（注）執行裁判所の権限を差押命令の発令及び弁済金の交付に限る結果、例えば、転付命令の発令を望む債権者は、地方裁判所に対して、通常の債権執行手続を申し立てることになる。

イ 差押えが競合し、又は配当要求があったため、配当を実施しなければならない場合には、地方裁判所に移送するものとする。

(注) 配当を実施しなければならない場合に、どの地方裁判所に移送するものとするかについては、なお検討する。

(5) その他

少額債権のための債権執行制度の手続の簡易迅速化を図るための手当てとして、少額債権のための債権執行制度の手続を裁判所書記官が行うものとするについては、なお検討する。

2 不動産競売手続

(1) 最低売却価額制度（民事執行法第60条等関係）

A案

最低売却価額制度については、現行制度のとおりとする。

B案

ア 最低売却価額で売却されれば配当又は弁済金若しくは剰余金の交付が受けられるすべての者の同意があるときは、最低売却価額に達しない買受けの申出も認めるものとする。

イ 売却が実施された結果、最低売却価額に達しない価額で落札されたときは、落札価額と最低売却価額の差額分の債権は消滅するものとする。

(注1) 最低売却価額で売却されれば配当又は弁済金若しくは剰余金の交付が受けられるすべての者の同意を得る手続をどのようなものにするかについては、不動産競売手続全体を遅延させることがないようにする観点から、なお検討する。

(注2) イは、所有者の利益を保護するため、最低売却価額に達しない価額で落札されたときは、配当等によっては消滅しない落札価額と最低売却価額の差額分の債権を消滅させるものである。

C案

ア 執行裁判所は、最低売却価額ではなく、参考価額を定めるものとする。

イ 第一順位の抵当権者の申出により、参考価額に達しない買受けの申出を認めないものとすることができるものとする。

ウ 債務者、抵当権者等は、一定期間内に、落札価額を超える価額での買受けの申出をすることができ、そのうちで最も高い価額を申し出た者を買受人とするものとする。

(注1) 参考価額は、最低売却価額と異なり、これに達しない買受けの申出をも認めるものであり、買受希望者に適正価格に関する情報を提供する機能及び剰余を生ずる見込みの判断等の基準となる機能のみを有するものである。

(注2) 債務者、抵当権者等が買受けの申出をすることができる期間の始期及び終期については、なお検討する。

(後注) 最低売却価額が適正な市場価格を反映していない場合があるので評価制度の在り方を見直すべきであるとの指摘に対する方策については、なお検討する。

(2) 剰余を生ずる見込みのない場合の措置（民事執行法第63条関係）

執行裁判所が、最低売却価額では執行費用のうち共益費用であるもの（以下「**手続費用**」という。）及び差押債権者の債権に優先する債権（以下「**優先債権**」という。）を弁済して剰余を生ずる見込みがないと認めるときであっても、最低売却価額が手続費用の見込額を上回り、かつ、優先債権の債権者（以下「**優先債権者**」という。）の同意があるときは、売却の手続を実施することができるものとする。

(注1) 同意を要する優先債権者は、最低売却価額で優先債権の全額の弁済を受けられる債権者以外のすべての債権者とするものとする。

(注2) 最低売却価額が手続費用及び優先債権額の見込額と同額である場合には、優先債権者の同意を得ることなく、売却の手続を実施することができるものとする。

(3) 内覧制度（担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（以下「改正法**」という。）による改正後の民事執行法（以下「**新民事執行法**」という。）第64条の2第1項関係）**

競売不動産の占有者の有する占有権原が差押債権者等に対抗することができない場合だけでなく、対抗することができる場合であっても、その占有者の同意なく内覧を実施することができるようにすべきであるとの意見があるが、どのように考えるか。

(注) 改正法では、差押債権者等に対抗することができる占有権原を有する者は、競売手続による影響を受けないのが原則であり、内覧を受忍すべき義務を課するのは困難であると考えられたことから、その同意がある場合に限り内覧を実施することができるものとされた（**新民事執行法第64条の2第1項ただし書**）。

(4) 入札期間中の取下げの制限（民事執行法第76条関係）

競売不動産についての調査検討を経た上で保証を提供して買受けの申出をした者の利益を保護するため、入札期間の開始の日から最高価買受申出人が定められるまでの間、不動産競売手続の申立ての取下げを認めないものとするについては、なお検討する。

(注) 入札期間の開始の日から最高価買受申出人が定められるまでの間に民事執行法第39条第1項第4号又は第5号に掲げる文書を提出

することについては、本文と同様に取り扱うものとする（同法第76条第2項参照）。

(5) 差引納付の申出の期限（民事執行法第78条第4項関係）

買受人が売却代金から配当等を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでの間、執行裁判所に対し、配当等を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日等に納付することを申し出ることができるものとする。

3 執行官による援助請求（民事執行法第18条関係）

執行官は、執行裁判所と同様に、民事執行のため必要がある場合には、官庁又は公署に対し、援助を求めることができるものとする。

4 裁判所内部の職務分担（新設）

(1) 民事執行手続の職務分担の見直し

民事執行手続の更なる迅速化を図るため、現在執行裁判所の権限とされている事項のうち一定の事項を裁判所書記官の権限とする方向で、裁判官と裁判所書記官の職務分担を見直すものとする。

(2) 民事執行手続の職務分担の在り方

民事執行手続における裁判官と裁判所書記官との具体的な職務の分担について、以下のような性質を有する事項については、裁判官が行わなければならないものとする。

ア 手続を開始・終了させる等の性質を有する事項

競売手続取消決定（民事執行法第14条第2項等）、競売開始決定（同法第45条第1項）、続行決定（同法第47条第4項）、売却の見込みがない場合の手続停止処分（同法第68条の3）等

イ 実体的要件の存否について判断し、権利の得喪・変更を生じさせる性質を有する事項

保全処分（同法第55条第1項等）、引渡命令（同法第83条第1項）、売却許可・不許可の決定（同法第69条等）等

ウ 不服申立てに関する事項

執行抗告についての裁判（同法第10条）、執行異議についての裁判（同法第11条）等

（注）本文に掲げた事項以外に、どのような性質を有する事項について裁判官が行わなければならないものとするかについては、なお検討する。

(3) 裁判所書記官の権限とする事項

裁判官が行わなければならないものとする事項以外の事項のうち、次に掲げる事項については、裁判所書記官の権限とするものとする。

- ア 配当要求終期の決定（民事執行法第49条第1項等）
- イ 物件明細書の作成（同法第62条第1項）
- ウ 売却実施命令（同法第64条第1項、第3項）
- エ 代金納付期限の指定（同法第78条第1項）
- オ 配当表の作成（同法第85条）

（注1）本文に掲げた事項以外に、具体的に裁判所書記官の権限とすることが相当な事項の有無については、なお検討する。

（注2）裁判所書記官の権限とする事項についての不服申立ての在り方については、なお検討する。

5 金銭債務についての間接強制（新設）

(1) 間接強制の方法によることができ金銭債務

扶養義務等（新民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務）に基づく金銭債務についての強制執行は、直接強制の方法だけでなく、間接強制の方法によっても行うことができるものとする。

（注1）扶養義務等に基づく金銭債務以外に、間接強制の方法によることが効果的であって、かつ、間接強制の方法によることを認めても濫用等の弊害が生じないと考えられる類型の債務の有無については、なお検討する。

（注2）扶養義務等に基づく金銭債務が定期給付債務である場合に、将来分の定期金について、確定期限が到来する前に間接強制を申し立てることができるものとするについては、なお検討する。

(2) 間接強制の決定の取消し

執行裁判所は、債務者の資力がないと認めるときは、債務者の申立てにより、間接強制の決定を取り消すことができるものとする。

（注）債務者に資力がなくなることが明らかである場合は、間接強制の決定をすることができないものとする規定の要否については、なお検討する。